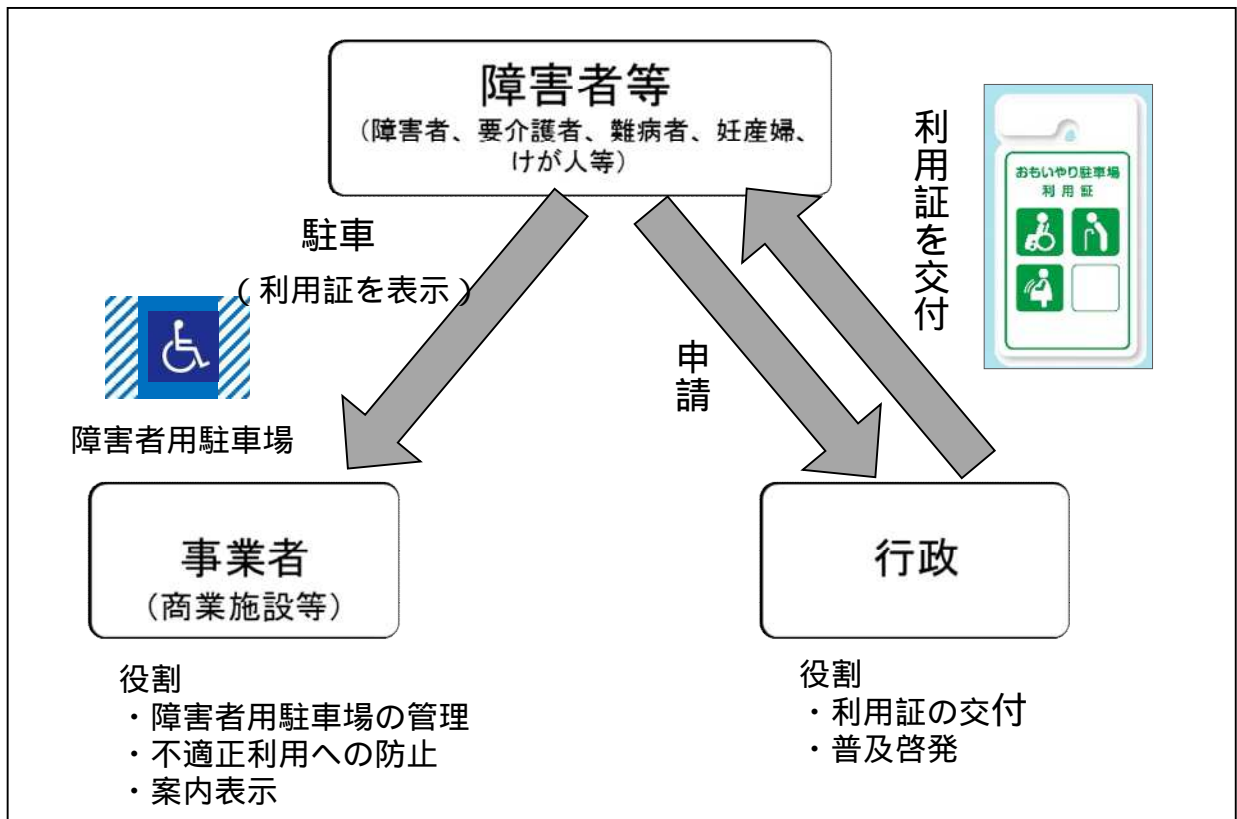


パーキングパーミット制度の概要について

1 制度の概要

- ・ 障害者用駐車場を必要とする人のために、駐車スペースを確保するための制度。
- ・ 行政（県等）は、歩行困難な人に「利用証」を交付する。
- ・ 利用証の交付を受けた人は、利用証を車中表示して、障害者用駐車場を利用する。



2 導入済府県における効果と課題（平成29年国土交通省調査）

(1) 効果

- ・ 適正利用が促進された。
- ・ 障害者用駐車区画の利用がしやすくなった。

(2) 主な課題

- ・ 利用対象者数に見合う駐車区画が不足している。
- ・ 利用証の不適正利用がある。
- ・ 利用対象者が対象となる駐車区画に駐車できない問題が解決していない。
- ・ 車椅子利用者等、真に障害者用駐車区画を必要としている方が駐車できない問題が解決していない。
- ・ 施設管理者の理解が得られにくい。
(不適正駐車への指導が困難であるため、協力施設の拡大が進まない。)
- ・ 罰則規定が存在しない。
(強制力がないため、不適正駐車抑制効果が限定的である。)

【参考】 障害者用駐車場について

車椅子利用者は、自動車から乗り降りする際に、ドアを全開にする必要があります。

このため、駐車区画の幅が3.5メートルと、通常よりも幅の広い駐車場が必要となります。



車椅子利用者は自動車のドアを全開する必要があるため、幅の広い駐車場が必要です。

【埼玉県福祉のまちづくり条例における障害者用駐車場の整備基準】

1 障害者用駐車場の幅

幅は、3.5メートル以上とする。
(この3.5mは、車のドアを全開にして、車椅子を出し入れしたり、乗り降りしたりすることができるように設定されたものです。)

2 分かりやすい表示

障害者用駐車場であることを分かりやすく表示する。
(看板や、路面に描く国際シンボルマークなどで、分かりやすく表示します。)



3 出入口の近くに設置

建物の出入口に近い場所に設置する。
(障害者用駐車場から建物の出入口まで、距離がなるべく短くなるようにします。路外駐車場の場合は、駐車場の出入口までの距離が短くなるようにします。)